

告 示

埼玉県告示第千三十七号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第四条第一項の規定により土地区画整理事業の施行を認可したので、次のとおり公告する。

平成二十七年九月八日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称及び住所

三島開発株式会社

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十一番六号

二 事業施行期間

平成二十七年九月八日から

平成二十九年三月三十一日まで

三 施行地区

埼玉県比企郡川島町大字上伊草字三島及び字堤外蔵主、大字中山字一楽の各一部

四 土地区画整理事業の名称

川越都市計画事業三島地区土地区画整理事業

五 事務所所在地

埼玉県朝霞市西弁財一丁目十一番六号

六 施行認可の年月日

平成二十七年九月八日

七 事業年度

毎年四月一日から翌年三月三十一日まで

八 公告の方法

事務所及び川島町役場の掲示場に掲示して行うものとする。